

外国会社からの現物分配と所得税一再論

東京大学教授 増井 良啓

事 例

私は、20年以上日本国内に住所を有する居住者です。かねてより、ある外国法人の株主となっております。このたび、取引をまかせている証券会社から通知がまいりまして、この外国法人が保有する子会社株式を分配することになったと知りました。分配を受けるにあたり、私には、日本の所得税がかかるのでしょうか。

I 問題の所在

居住者である個人株主が外国法人から剰余金の配当を受ける場合、外国の法制度に従って行われる配当に対して日本の所得税法の規定をどう適用すべきかという問題が生ずる。とりわけ、いわゆるスピノフ（spin-off）のように、当該配当が外国会社法に基づく組織再編成の一環として行われ、子会社株式が株主に分配される場合、外国法上の取引行為を日本の所得税法の規定にどのように包摂すべきかが問題となる。

筆者は数年前、本研究会でこの問題を検討した⁽¹⁾。そのおりに素材としたのが、国税不服審判所平成15年4月9日裁決事例集65

号 84 頁であった。その後、この事件は裁判所で争われるに至り、東京地判平成 16 年 9 月 17 日 税務訴訟資料 254 号 順号 9751、及び、その控訴審である東京高判平成 17 年 1 月 26 日 税務訴訟資料 255 号 順号 9911 が下された（カナダのスピンオフ事件）。

さらに、会社法の制定に伴い、平成 18 年度 税制改正により 所得税法 23 条と 24 条の 配当所得に関する規定が改正され、原則として、配当の支払にかかる 基準日が会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後であるものにつき施行された。そして、改正後の 所得税法の規定の適用の可否が、同種の事案について争われた。東京地判平成 21 年 11 月 12 日 判例タイムズ 1324 号 134 頁である。控訴された後、最高裁に 受理申立てがあったときいている（米国のスピンオフ事件）。

本稿では、これらの裁判例を概観し（Ⅱ）、生成しつつある取扱いを整理したうえで（Ⅲ）、平成 22 年度 税制改正後に残された課題を指摘する（Ⅳ）。

Ⅱ 裁判例の概観

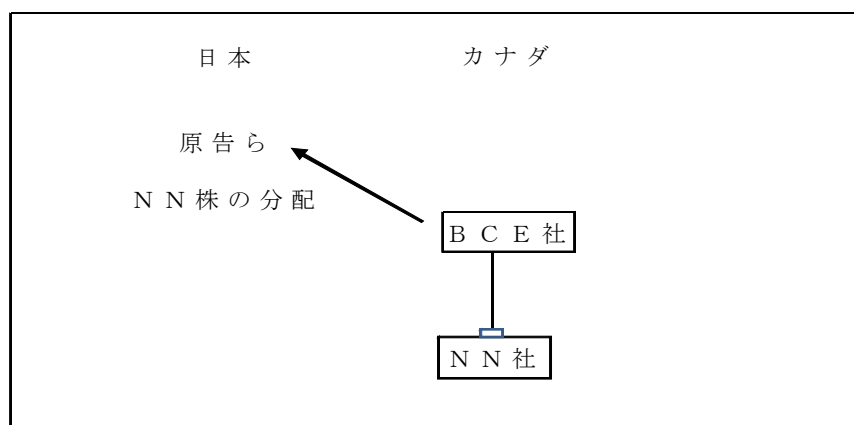
1 東京地判平成 16 年 9 月 17 日 税務訴訟資料 254 号 順号 9751（カナダのスピンオフ事件）

(1) 事案の概要

会社法の制定前、平成 12 年当時の 所得税法 24 条の適用が争われた事件である。

カナダ所在の外国法人ビーシーイー Ink 社（「BCE 社」）は、平成 12 年 5 月 5 日を 基準日として、BCE 社の株主に対し、BCE 社の株式 1 株につき 0.785193 株の割合で、BCE 社が保有するカナダ所在の外国法人ノーテルネットワークスコーポレーション社（「NN 社」）の株式を分配した。NN 社は、同年 5 月 5 日を

基準日として、NN社の株式1株を2株に分割した。この結果、BCE社の株主は、基準日に保有するBCE社の株式1株につき、1.570386株のNN社の株式を取得することとなった。以下、当該株式分割と上記の株式分配とをあわせて「本件株式分配」という。BCE社は、同年5月8日、BCE社の株主に対し、本件株式分配により分配されることとなったNN社の株券を発送した。



公共証券株式会社（現みずほインベスターズ証券株式会社。以下「公共証券」という。）は、本件株式分配に先立ち、平成12年4月18日付けで、顧客に対し、BCE社が発表した本件株式分配に関する計画を書面により通知した。この通知においては、BCE社の株主は、源泉徴収税相当額を支払うことによりNN社の株式を受領するか、分配されたNN社の株式を公共証券において売却し、売却代金から源泉徴収税額を控除した後の金額を現金で受領するか、いずれかを選択することができる旨説明されていた。

P1及びP2（以下「原告ら」という。）は、いずれも日本に住所を有する居住者であり、BCE社の株主である。同年5月5日当時、P1は4200株、P2は1500株のBCE社の株式をそれぞれ保有していた。このため、本件株式分配により、P1は6595株を、P2は2355株のNN社の株式をそれぞれ取得し、その際、原告らは、分配されたNN社の株式について、いずれも源泉徴収税

相当額を支払うことにより株式を受領することを選択した。

公共証券は、本件株式分配により原告らが取得したNN社の株式について、所得税の源泉徴収をした。なお、原告らは、本件株式分配につき、カナダから所得税の課税をされなかった。

原告らは、平成13年2月19日、平成12年中の本件株式分配によるNN社の株式の取得が配当所得に該当することを前提として、平成12年分の所得税の確定申告をした。原告らは、同年5月ころ、平成12年分の所得税の還付金の支払を受けた。被告税務署長は、同年8月28日付けで、確定申告書に記載された「配当控除の額」及び「外国税額控除の額」に誤りがあるとして、更正及び過少申告加算税賦課決定をした⁽²⁾。原告らは、本件株式分配によるNN社の株式の取得が配当所得に該当しないことなどを理由に、被告がした上記更正及び過少申告加算税賦課決定を不服として、異議申立てを経て、審査請求に及んだ。国税不服審判所平成15年4月9日裁決事例集65号84頁は、請求を棄却した⁽³⁾。

そこで、原告らが出訴したのが、本件である。原告らは、「本件株式分配によるNN社の株式の取得は配当所得に該当しない」と主張した。

(2) 第1審の判断

東京地裁は、原告らの請求を棄却した。次のとおり、本件株式分配は配当所得に該当すると判示している（下線は増井による、以下同じ。）。

「1 配当所得の意義について

配当とは、企業活動によって生じる一定期間の利益の処分として、決算手続きに基づき、株主等の出資者に対してされる利益分配の意味に用いられるのが一般的であり、商法290条1項の規定する利益の配当は、このような利益分配の中で最も代表的なものである。こ

のような利益の配当が、所得税法 24 条 1 項にいう配当所得に該当することはいうまでもない。

しかし、同項は、配当所得について、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得をも含むものと規定しているほか、同法 2 条 3 項では、建設利息の配当（商法 291 条）や中間配当（同法 293 条ノ 5）等が利益の配当に含まれる旨規定されており⁽⁴⁾、所得税法中にこのような規定が置かれていることから、所得税法上の配当所得が決算手続に基づいてされる利益の配当に限られないことは、明らかというべきである。

そして、これらの規定において、利益の配分の性格を持たない建設利息や基金利息、利益の前払いの性格を持つ中間配当、さらには、各種収益の混合体ともいふべき投資信託の収益の分配等がいずれも配当所得に含まれるとされていることを考慮すると、所得税法上の配当所得の概念は、相当に広範なものと考えるべきであって、法人が、その株主等の出資者に対し、出資者としての地位に基づいて分配した利益は、その名目のいかんや決算手続の有無にかかわらず、所得税法上の配当所得に該当すると解するのが相当である。

2 原告らによる NN 社の株式の取得が配当所得に該当するか否かについて

（一）前記前提となる事実のとおり、本件株式分配は、BCE 社の株主に対して、当該株主が保有する BCE 社の株式数に応じて、NN 社の株式が分配されたものである。また、証拠・・・及び弁論の全趣旨によると、その原資には、BCE 社の利益剰余金が充てられていることが認められる。そうすると、原告らが本件株式分配によって取得した NN 社の株式は、法人がその株主等の出資者に対し出資者としての地位に基づいて分配した利益に当たるから、所得税法 24 条 1 項に規定する法人から受ける利益の配当として、配当所得に該当するというべきである。」

以上のように述べたのち、東京地裁は、原告らの主張にさらに応接し、それらを退けた。そして、本件株式分配に係る配当につき、その収入金額とすべき金額は、所得税法36条2項により、NN社の株式を取得した時におけるその価額によって評価すべきものとして、被告税務署長の処分が適法であると結論した。

(3) 控訴審の判断

原告らが控訴。控訴審の東京高判平成17年1月26日税務訴訟資料255号順号9911は、原判決をほぼそのまま引用して、控訴を棄却した。

2 東京地判平成21年11月12日判例タイムズ1324号 134頁（米国のスピノフ事件）

(1) 事案の概要⁽⁵⁾

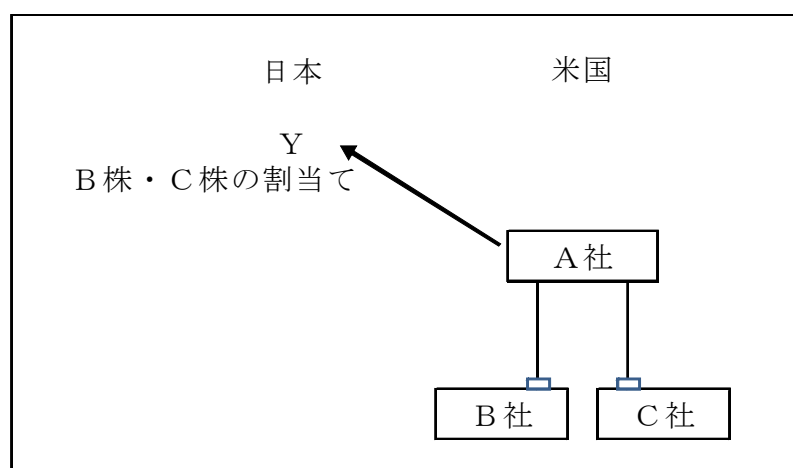
会社法の制定後、所得税法24条と25条が改正されたあとの民事事件である。所得税法の適用は、この民事事件における前提問題として争われている。

原告X（三菱UFJ証券株式会社）は、内国法人である。被告Yは、日本国内に住所を有する居住者であり、Xの渋谷東口支店において、証券等取引口座及び外国証券等取引口座を開設し、Xと有価証券の取引を行っていた。

A社（タイコ・インターナショナルLTD）は、外国法人である。A社は、平成19年6月29日を基準日として、75%の減資を伴うスピノフ（以下「本件スピノフ」という。）を実施して、A社の株主に対し、その保有する株式1株につき、同社が本件スピノフにより分社化した外国法人であるB社（コビディエンLTD）及びC社（タイコ・エレクトロニクスLTD）の株式をそれぞれ0.25株ずつ割り当てることとした。本件スピノフによりA社の株

主に割り当てられる B 社及び C 社の株式は、同年 7 月 6 日、米国の証券保管振替機構に入庫された。

Y は、本件スピノフの基準日において、A 社の株式 1 0 0 0 株を X の外国証券等取引口座に保有していた。このため、Y は、同年 9 月 1 1 日、B 社及び C 社の株式をそれぞれ 2 5 0 株ずつ割り当てられることとなり、これを取得した（以下「本件割当て」という。）。



X は、Y に対し、同年 9 月 1 1 日付けの「子会社株式割当てに伴う国内源泉税お支払いのお願い」と題する文書 2 通（以下「本件通知」という。）を送付して、本件割当てに係る B 社及び C 社の株式を Y 名義の外国証券等取引口座に入庫する旨を通知するとともに、本件割当ては配当所得として課税の対象になるため、国内源泉徴収税額を源泉徴収する旨通知して、これを同年 9 月 2 0 日までに上記外国証券等取引口座に入金するよう求めた。本件通知のうち B 社の株式の割当てに関するものには、Y が同株式割当てを受けたことに伴い支払うべき国内源泉徴収税額は合計 9 万 0 2 7 7 円（所得税 6 万 3 1 9 4 円と地方税 2 万 7 0 8 3 円の合計額）であることが記載され、同じく C 社の株式割当てに関するものには、Y が支払うべき国内源泉徴収税額は合計 8 万 4 9 8 8 円（所得税 5 万 9 4 9 2 円と地方税 2 万 5 4 9 6 円の合計額）であることが記載されていた。

X は、同年 9 月 2 0 日、Y の外国証券等取引口座に B 社及び C 社

の各株式を250株ずつ入庫した。Yは、本件スピンオフの前後で株主に損益が生じていないなどとしてXの源泉徴収に異議を唱え、上記の期限までに自己名義の外国証券等取引口座に入金しなかった。

Xは、10月10日ころまでにYが支払うべき源泉徴収税額17万5265円を麴町税務署に納付した。このうち、所得稅に係る部分は、租稅特別措置法9条の2第2項に定める「国外株式の配當等の国内における支払の取扱者」としての納付である。地方稅に係る部分は、地方稅法71条の31第1項にいう「支払を取り扱う者」としての納付である。なお、Xは、本件スピンオフにかかるB社及びC社の株式の割当てにつき、米国から所得稅の課稅をされなかった。

Xは、Yに対して有する上記源泉徴収税額に当たる17万5265円の債權と、Yの顧客勘定口座の預かり金残高合計8179円とを対當額で相殺したうえで、Yに対し、源泉徴収所得稅等の金額、及び、遲延損害金の支払を求め、民事訴訟を提起した。争点は、本件スピンオフによるB社及びC社の株式の取得が配當所得に該當するとして課稅することが許されるか否かである。

(2) 配當所得に該當するか否かに関する裁判所の判断

東京地裁は、次のように述べて、Xの請求を認容した。

まず、本件割当てが配當所得に該當するか否かについて、以下の通り判示した。引用文中、「法」とあるのは、所得稅法（平成19年法律第6号による改正前のもの）のことである。

（一般論の部分）

「配當という用語は、企業活動によって生じる一定期間の利益の処分として、決算手續に基づき、株主等の出資者に対してされる利益分配の意味に用いられるのが一般的である。しかし、法24条1項は、配當所得について、法人から受ける剰余金の配當、利益の配當、

剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る所得をも含むものと規定しており、このことからしても、所得稅法上の配當所得が決算手續に基づいてされる利益の配當に限られないことは、明らかというべきである。

そして、これらの規定において、利益の配分の性格を持たない基金利息や、各種収益の混合体ともいふべき投資信託の収益の分配等がいずれも配當所得に含まれるとされていることを考慮すると、所得稅法上の配當所得の概念は、相當に広範なものと考えるべきであつて、法人が、その株主等の出資者に対し、出資者としての地位に基づいて分配した利益は、その名目のいかんにかかわらず、所得稅法上の配當所得に該當すると解するのが相當である。」

(あてはめの部分)

「前記前提事実のとおり、本件割当ては、A社の株主に対して、当該株主が保有するA社の株式数に応じて、A社がスピノフの形式で分社化したB社及びC社の株式を割り当てたものである。また、証拠・・・及び弁論の全趣旨によると、その原資には、A社の利益剰余金が充てられていることが認められる。そうすると、Yが本件割当てによって取得したB社及びC社の株式のうちA社の利益剰余金を原資とする部分は、法人がその株主等の出資者に対し出資者としての地位に基づいて分配した利益に当たるから、法24条1項に規定する利益の配當として、配當所得に該當するといふべきである。」

(3) みなし配當に該當するか否かに関する裁判所の判断

次に、本件割当てがみなし配當に該當するか否かについて、以下のように判示した。

(一般論の部分)

「法25条1項柱書き、同項3号によれば、法人の資本の払戻しと

して株主等に交付される金銭の額及びその他の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうち払戻しの基因となった株式又は出資に対応する部分を超える場合、その超える部分の金額が剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる。

これは、形式的には法人の利益配当ではないが、資本の払戻し等の方法で、実質的に利益配当に相当する法人利益の株主等への帰属が認められる行為が行われたときに、その経済的実質に着目して、これを配当とみなして株主等に課税する趣旨である。したがって、法人が、その株主等の出資者に対し、実質的に利益配当に相当する法人利益を帰属させた場合には、当該利益の名目のいかんにかかわらず、その法人の資本金等の額のうち払戻しの基因となった株式又は出資に対応する部分を超えれば、上記法人利益の出資者への帰属は、所得税法上のみなし配当に該当すると解するのが相当である。」

(あてはめの部分)

「本件割当ては、A社の株主に対して、当該株主が保有するA社の株式数に応じて、A社がスピンオフの形式で分社化したB社及びC社の株式を割り当てたものであることは上述のとおりである。また、証拠・・・及び弁論の全趣旨によると、その原資には、A社の資本剰余金が充てられていることが認められる。そうすると、Yが本件割当てによって取得したB社及びC社の株式のうちA社の資本剰余金を原資とする部分は、剰余金等の留保利益から成るものであって、その実態において配当利益と異なるものであるから、A社の資本金等の額のうち払戻しの基因となったYの出資額に対応する部分を超えれば、法25条1項3号に規定する法人の資本の払戻しとして、みなし配当に該当するというべきである。」

(4) 東京地裁の結論

以上のように述べたのち、東京地裁は、Yの主張に応接してこれ

らをすべて退けた。さらに、本件割当てによる Y の所得額について、X の計算したところを是認した。遅延損害金については、Y が X に対し商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負うとした。

Ⅲ 生成しつつある取扱い

1 配当所得の定義

(1) 会社法制定後の「剰余金の配当等」

会社法の制定により、会社が株主に対して行う金銭等の分配のルールは一新された。株主に対する金銭等の分配は、「剰余金の配当等」として、統一的な財源規制に服することになった（会社法 453 条以下）。現物をもって配当することも、明文をもって認められた（会社法 454 条 1 項 1 号、454 条 4 項）。

分配可能額は、「剰余金の額」（会社法 446 条）から自己株式の帳簿価額を減算するなどの計算により定まる（会社法 461 条 2 項）。「剰余金の配当等」の原資には、利益剰余金だけでなく資本剰余金も含まれる（会社計算規則 23 条参照）。

会社法の下での「剰余金の配当等」には、会社法制定前の商法下における利益の配当、中間配当、減資に伴う払戻し、法定準備金の減少に伴う払戻し、自己株式の有償取得が含まれる。資本金の額や資本準備金の額を減少すると、「その他資本剰余金」が増加するところ（会社法 446 条 3 号・4 号、会社計算規則 27 条）、改正前と異なり、それはすべて「剰余金の配当等」に関する手続に従って配当すべきものとされた。

(2) 平成 18 年度税制改正

これに伴い、所得税法 24 条 1 項の配当所得の定義が変更された。

株式会社に係る部分に着目して、規定の変遷を摘記しよう。改正前の定義の骨格は、

「法人・・・から受ける利益の配当・・・」に係る所得であった。改正後、それは、次のように改められた。

「法人・・・から受ける剰余金の配当（株式又は出資・・・に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割・・・によるものを除く。）・・・」に係る所得

これと同時に、所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当の発生事由も、次のように改められた。

「当該法人の資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）・・・」

こうして、一方で、利益剰余金を原資とする配当は、個人株主段階で、その全額が配当とされる（所得税法 24 条 1 項）。他方で、資本剰余金を原資とする配当は、資本の払戻しとして、個人株主段階で、一部分が配当とみなされ（所得税法 25 条 1 項 3 号）、残りが譲渡損益課税の対象とされる（租税特別措置法 37 条の 10 第 1 項、第 3 項 3 号）。

なお、所得税法上の「利益の配当」に利息の配当や中間配当を含むものとしていた旧所得税法 2 条 3 項の規定は削除された。同時に、資産流動化法の特定目的会社の金銭の分配（中間配当）は、所得税法 24 条 1 項で利益の配当に含むものとする旨規定を整備した。

(3) 裁判例にみる配当所得の一般的判定基準

上記の改正にかかわらず、Ⅱの裁判例は、所得税法 24 条 1 項の配当所得に該当するか否かの一般的判断基準を変更していない。いずれも、「法人が、その株主等の出資者に対し、出資者としての地位に基づいて分配した利益は、その名目のいかん〔や決算手続の有

無]にかかわらず、所得税法上の配当所得に該当する」としている。

この定式は、昭和40年全文改正前の最高裁判例に由来する。最高裁は、鈴や金融株式会社事件（最判昭和35年10月7日民集14巻12号2420頁）において、所得税法上の配当所得の意義を、商法の前提とする取引社会における利益配当の観念と同一のものと解した。その判示部分には、「損益計算上の利益を株金額の出資に対し株主に支払う金額」という定式が芽生えていた。

その後、法人税法上の資本等取引の範囲について、最高裁は、東光商事事件（最判昭和43年11月13日民集22巻12号2449頁）において、「株主等に対しその出資者たる地位に基づいて供与した一切の金銭的給付」が配当にあたると判示した。その後、最高裁は、この定式を踏襲した（最判昭和45年7月16日判例時報602号47頁）。

この中で、所得税法上の配当所得の意義について、下級審裁判例が、この定式を用いるようになった。たとえば、第二次納税義務の成立要件である「無償による譲渡」に配当支払も含むと判断するための前提問題としてではあるが、「法人がその株主等に対し株主等たる地位に基づいて供与した利益は、その名目にかかわらずこれを利益の配当たる配当所得に含まれると解することが許される」としたものがある（東京地判昭和52年4月25日訟務月報23巻6号1136頁、控訴審である東京高判昭和55年9月18日行集31巻9号1882頁で原審維持。）。また、貸付金であるか配当であるかの事実認定に係る事例判決ではあるが、「株主たる地位に基づいて給付」したものであることを理由に、配当所得にあたるとしたものがある（東京地判昭和53年4月24日税務訴訟資料101号161頁、控訴審の東京高判昭和54年5月15日税務訴訟資料105号393頁で原審維持。）。同様に、事実認定に係る事例判決であるが、会社が法律的に解散したか否かにかかわらず、「社員

としての地位に基づく」所得であることを理由にして、配当所得に該当するという結論を導くものがあった（山形地判平成10年12月22日税務訴訟資料239号650頁、控訴審の仙台高判平成11年6月23日税務訴訟資料243号724頁で原審維持。）。いずれも、一般論を宣明する先例として引用するにはやや弱いものであるが、この定式が下級審段階で徐々に定着しつつあったことがうかがえる。

国税庁の通達は、法人が「株主等に対しその株主等である地位に基づいて供与した経済的利益」を、所得税法上の配当所得に含むものと解釈し（所得税基本通達24-1）、法人税法上の資本等取引に含むものと解釈してきた（法人税基本通達1-5-4）。

2 外国会社法に基づく取引への適用

(1) スピンオフに関する上記裁判例の特色

Ⅱでみた裁判例は、上記の定式を外国会社法に基づく取引に適用している。興味深いのは、日本の会社法上に基づく配当について論ずる場合と、全く同じ判断基準をとっていることである。

すなわち、カナダのスピンオフ事件では、NN社の株式分配が外国会社法に基づくものであった。にもかかわらず、裁判所は、配当所得の意義に関する一般論に特段の修正を加えていない。日本の所得税法24条1項の「利益の配当」（平成18年度税制改正前）に関する一般的解釈基準に従い、配当所得への該当性の有無を決している。

また、米国のスピンオフ事件では、米国の州会社法に基づき、A社がスピンオフの形式で分社化したB社及びC社の株式を原告に割り当てた。裁判所は、この点をかなり正確に事実認定しながらも、それを、現物をもってする「剰余金の配当」（平成18年度税制改正後）と構成する。そして、「剰余金の配当」にあたるかどうかの

判断基準については、従来の定式をそのまま踏襲している。カナダのスピノフ事件と異なるのは、所得税法 24 条と 25 条のいずれを適用するかについて、原資として利益剰余金と資本剰余金のいずれを充てたかで場合分けする点のみである。

(2) 渉外的事案に関する先行裁判例

配当所得の課税を問題とする先行裁判例には、渉外的事例を扱うものも存在するが、配当所得の意義について正面から論じたものは少ないようである。

たとえば、バヌアツの会社からの送金を不動産所得として申告したところ、課税庁が配当所得であるとし、それが認められた事件がある（名古屋地判平成 17 年 9 月 15 日税務訴訟資料 255 号順号 10129、控訴審の名古屋高判平成 18 年 3 月 6 日税務訴訟資料 256 号順号 10345 で原審維持。）。配当の意義が争われたというよりは、当該事案において誰が不動産の貸主であったのかが問題とされている。

また、韓国の会社が株式を有償消却したことにより日本の個人株主にみなし配当が生ずると認定された事件がある（静岡地判平成 18 年 2 月 10 日税務訴訟資料 256 号順号 10310、控訴審の東京高判平成 18 年 8 月 31 日判例タイムズ 1240 号 221 頁も請求棄却。）。ここでも、争点は配当の意義そのものについてではなく、有償消却があったのか、それとも株主が会社に株式を売り渡したにすぎないか、という事実認定にあった。ちなみに、平成 18 年度税制改正以降は、自己株式の有償取得は原則としてみなし配当の発生事由として整理されたから（所得税法 25 条 1 項 4 号）、現行法の下ではこの争点が生じない。

(3) 学説の動向

外国会社法に準拠する取引をどのように日本の租税法令に包摂するかをめぐっては、多くの議論がある⁽⁶⁾。準拠法として用いられる外国私法を基準とすべきであるという有力説⁽⁷⁾をはじめとして、学説は百花繚乱の感があるが、その動向を大局的に鳥瞰すると、場合を分けて論ずる傾向が強まっているといえるのではないか。たとえば、次のようなものである⁽⁸⁾。

* 比較的早い時期の問題提起として、租税法上の借用概念に外国法上の概念が含まれるかという問題へのアプローチとして、日本の租税法令の規定上対象を明示する場合と、そうでない場合を区別すべきであるとするもの⁽⁹⁾。

* 概念の解釈と、当該概念に当てはめる対象の確定の問題を区別し、前者については準拠法の問題ではなく日本の租税法令の解釈として考えればよいとするもの⁽¹⁰⁾。

* 租税法上の概念の解釈において私法が参照されるパターンを分けしただうえで、配当所得の定義は租税法令が私法上の概念を典型的な例として参照している場合であるとし、外国法人が日本の商法にいう配当に対応するような利益分配を外国の私法に基づいて行った場合、それは「法人から受ける利益の配当」に該当するとするもの⁽¹¹⁾

* 問題となる借用概念ごとに類型を分けてアプローチすべきであるという見方。具体的には、「外国投資信託」のように、租税法令の定義上外国の法制度が対象になっていることが明らかであるものについて、問題は投信法の解釈の問題に帰すとする。また、「合併」のように、日本の租税法令上対象を明示していないものについて、個別具体的な検討が必要であり、日本会社法上の「合併」との類似性を判断すべきであるとする⁽¹²⁾。

* 先行研究を踏まえ、「内国私法基準説」「外国私法基準説」「租税法規趣旨探求説」の3つのアプローチを整理したうえで、内国私法基準説が穏当であるとするもの。外国子会社配当益金不算入制度

にブラジルのような資本利子の適用があるかという問題について、鈴や金融事件最高裁判決にいう「損益計算上の利益」を「株金額の出資に対し」「株主に支払う金額」という基準に照らして判断すべきであるとする⁽¹³⁾。

(4) 「利益剰余金」「資本剰余金」とはそもそもどの国の概念か

Ⅱの裁判例は、あてはめ部分において、いずれも、原資に充てたのが利益剰余金であったことに着目している。また、平成18年度税制改正後の事案であった米国のスピンオフ事件では、資本剰余金を原資とする部分につき、みなし配当の課税ルールをあてはめている。

それでは、これらの裁判例が依拠する「利益剰余金」や「資本剰余金」の有無は、どの国のルールに従って判定すべきか。

この点、平成18年度税制改正後の所得税法24条や25条の規定振りからすると、日本の会社法の前提とする計算ルールによるべきものと解される。これを敷衍すると、所得税法24条1項にいう「剰余金の配当」は、会社法からの借用概念である⁽¹⁴⁾。会社法446条をうけて、会社計算規則149条は、「その他資本剰余金の額」と「その他利益剰余金の額」という概念を用いており、これを所得税法24条と25条が参照している。

したがって、より厳密にいうと、会社法自体が自足的に定義を置いているわけではなく、会社法をうけた会社計算規則は会計上の概念を参照しているにとどまる。そこで、問題となるのは、そこにいう「利益剰余金」等の概念が具体的にどのような基準によって定まるか、という点である。この点について、考え方の方向性としては、①日本の企業会計基準によるべきであるという考え方と、②一般に公正妥当な基準であればどの法域の主体が形成する会計基準でもよいとする考え方が、分岐する。

①と②には、それぞれメリットとデメリットがある。①日本基準によるべきであるとする、一方で、内国法人から配当を受ける個人株主の扱いと同じ基準になるから、内外で取扱いが平等となる。他方で、外国基準による計数を日本基準で読み替える必要があり、手間がかかる。

②外国基準でもかまわないとする、一方で、納税者の自主的な計算が尊重され、煩瑣な手間をはぶける。他方で、法域ごとに取扱いが区々となり、判断の安定性を欠く。

意見は分かれようが、納税者や税務職員にとって少しでも慣れ親しんだ判断枠組を用いるようにして、渉外的事案に対する税務執行を安定的にすることを重視すると、①の考え方をとり、日本の基準によることが望ましいのではないか。日本基準に照らして、利益剰余金の額や資本剰余金の額を計測すべきものとする。

3 外国会社法上の計数に関する資料収集と立証

原資に充てた「利益剰余金」を日本の会社計算規則の前提とする観念と解する場合、次の問題は、外国会社法上の具体的な計算をこの観念にどうあてはめるかである。

この点、米国のスピンオフ事件において、東京地裁は、米国法人A社の連結株主資本計算書を証拠として採用し、その記載に照らし、資本剰余金と利益剰余金の払い戻しがあったと認定している。ここで、米国の州会社法に基づくA社の計算がどうであったかは、事実認定の問題である。よって、現地の基準で記載されたものが、日本の会計基準に照らして「利益剰余金」といえるかも、当事者の主張立証に委ねられたことであると整理すべきであろう。こう考えると、判旨の認定手法自体に問題はないといえよう⁽¹⁵⁾。

ただし、実際上の困難は残る。訴訟当事者としては、現地の資料収集と証明が鍵となる。困難は、言葉の翻訳からはじまる。現地で

contributed surplus として表示されているものを資本剰余金と翻訳し、accumulated earnings として表示されているものを利益剰余金と翻訳する、といった作業が必要になる。また、ドルを一定期日の為替レートで円に換算することも必要になる。

現地で作成された帳簿資料が日本基準と異なる基準によっている場合、証拠として出てきた計数は日本基準によって読み直さなければならない。この点をめぐる困難については、すでに、公認会計士協会の研究報告が指摘している⁽¹⁶⁾。米国のスピンオフ事件においても、米国会計における連結株主資本計算書上、各子会社株式の簿価をもって利益剰余金及び資本剰余金の減少が記載されていたという⁽¹⁷⁾。これに対し、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」10項は、現物配当については時価をもって利益剰余金または資本剰余金の減少と認識するとしている。そこで、時価ベースで按分する必要がある。

証券会社の源泉徴収実務としても、現地の発行体との協力が欠かせない。日本国内で剰余金の配当の支払をする場合には支払調書を提出し、剰余金の配当とみなされるものの支払をする場合には支払通知書を提出する（所得税法225条1項2号、2項2号）。これに準じた情報提供を、現地の発行体に求める必要がある。

米国やカナダなど、会計基準等の経済的インフラストラクチャーが日本のそれと比較的近似しており、租税条約上の情報交換が比較的円滑に進んでいる国が相手の場合、まだ何とか処理できる可能性がある。真の困難は、経済新興国との間の取引である。世界中の広い法域に投資する場合、現地基準にのっとった会計帳簿が日本基準に照らして大きな食い違いのないものである、といえる保障はどこにあるだろうか。国際投資に携わる当事者の便宜のために、国税庁は、日本基準で利益剰余金を簡易な方式で計算できるよう、公的ガイダンスの発出を検討すべきではないか。

IV 残された課題

II で紹介した事件は、会社法制定前後の年分に関するものであった。いずれも、平成 22 年度税制改正以前の所得税法の適用が争われていた。しかし、現在の眼からみても、これらの事案は、平成 22 年度税制改正以後における、日本税制の残された課題を指し示している。

平成 22 年度税制改正は、グループ法人税制の一環として、完全支配関係にある内国法人間の現物分配（法人税法 2 条 12 号の 6）を適格現物分配とし（同条 12 号の 15）、簿価譲渡による会社段階での課税繰延を認めた（法人税法 62 条の 5 第 3 項）。適格現物分配により資産の移転を受けた側の内国法人は、受贈益を益金の額に算入せず（同条第 4 項）、交付を受けた資産のその交付の直前の簿価を利益積立金額に加算する（法人税法 2 条 18 号、法人税法施行令 9 条 1 項 4 号）。すなわち、法人税法は、適格現物分配を組織再編成の一形態として位置づけたのである⁽¹⁸⁾。

しかし、このルールは、外国法人を当事者とする現物分配には適用されない。また、個人株主に対する現物分配にも適用されない。こうして、現行法の下で事例のような外国スピンオフが生じた場合、日本の所得税法上、適格現物分配とされる可能性は皆無である。当事者の不満の根源は、そこにある。カナダや米国では課税繰延が認められているのに、日本では子会社株式をもってする「剰余金の配当」という狭い型に押し込められ、結果として株主が配当課税を受けてしまうからである。

カナダのスピンオフ事件に対する判決のころから、当時の商法が正面から想定していないにせよ、外国法に基づく当該取引が日本所得税法上の「分割」に該当するのではないか、という問題提起がされていた⁽¹⁹⁾。会社法制定後の米国スピンオフ事件でこの点が争われな

かったのが惜まれる。

迂遠なようであっても、正攻法の解決は、立法論上、組織再編成に伴う課税繰延の発想を転換し、より機能的な構成に改革していくことである⁽²⁰⁾。カナダでは、2000年にカナダ居住者株主が外国法人から受け取る株式の適格分配につき課税を繰り延べる立法措置が講ぜられ、議論が続いている⁽²¹⁾。一周先を走る例として、他山の石とすべきであろう。

- 注**(1) 増井良啓「外国会社からの現物分配と所得稅」稅務事例研究 84号41頁(2005年)。
- (2) 判決文からは事實關係が明らかでないものの、原告らはBCE社の株式の他にも株式を所有していたものと思われる。
- (3) 評釈として、浅妻敬・坂本英之「外国法人の組織再編により関連会社株式の分配を受けた株式に対する配当課稅」稅研120号90頁(2005年)がある。
- (4) 会社法の制定により利息の配当や中間配当が剰余金の配当と位置づけられたことに伴い、この規定は平成18年度稅制改正において削除された。
- (5) 評釈として、田島秀則「米國法人のスピンオフと本邦居住者に対するみなし配当課稅」ジュリスト1429号153頁(2011年)がある。
- (6) より広い問題設定として、宮崎裕子「國際課稅におけるデファクト・スタンダード—『他國』規範・準規範と『自國』の規範形成—」ソフトロー研究9号79頁、84頁(2007年)は、外國の租稅規範または準規範が、日本の租稅規範のエンフォーースメントやその形成に影響を与える例を検討する。
- (7) 「法人」概念について、中里実『金融取引と課稅—金融革命下の租稅法』427頁(有斐閣、1998年)。「配当」概念

- については、中里実「移転価格課税と他の課税との二重課税—外国子会社配当益金不算入制度導入の影響—」租税研究720号238頁（2009年）。
- (8) 他にも、小柳誠氏の説や小林淳子氏の説については、増井・前掲注1・58頁で検討したところにゆずる。山川博樹「金融商品・企業組織再編・企業再生に係る文書回答・事前照会について（下）」租税研究732号197頁、210頁（2010年）は、「今後、国外における組織再編に係る国内税法の適用関係について、事前照会の事例を積み重ねていくことが重要と思われ、これに関し法律家の寄与も期待されるところです。」と述べる。なお、増井良啓「信託と国際課税」日税研論集62号236頁以下（2011年）でも、関連する点を論じた。
- (9) 浦東久男「税法において使用される法概念について—外国法の概念は含まれるか」税法学536号7頁（1996年）。
- (10) 弘中聡浩「我が国の租税法規の国際取引への適用に関する一試論」『西村利郎先生追悼記念論文集グローバリゼーションの中の日本法』363、370頁（商事法務、2008年）。
- (11) 淵圭吾「租税法と私法の関係」学習院大学法学会雑誌44巻2号19頁、36頁（2009年）。
- (12) 平川雄士「借用概念論に係る国際的企業租税実務上の諸問題」金子宏編『租税法の発展』354頁（有斐閣、2010年）。
- (13) 太田洋・佐藤修二「我が国の租税法規と外国私法との交錯」経理研究53号223頁（2010年）。
- (14) 金子宏『租税法（第16版）』193頁（弘文堂、2011年）。
- (15) なお、外国法に関する裁判官の職権探知の範囲について、検討すべき点があると思われる。
- (16) 日本公認会計士協会租税調査会研究報告第17号「国外における組織再編等に係る国内税法の適用関係について（中間報

- 告)」11頁以下(2009年)。
- (17) この点については、田島・前掲注5・155頁。
- (18) 『平成22年版改正税法のすべて』210頁(大蔵財務協会、2010年)。
- (19) 浅妻・坂本・前掲注3。
- (20) 太田洋「組織再編を用いたM&A・企業グループ再編と課税—現行税制の概要と課題—」租税研究744号154頁(2011年)、同「スピン・オフとストブリット・オフ(上)(下)—成長戦略としての積極的活用に向けて—」商事法務1945号15頁、1946号35頁(2011年)。
- (21) Marisa Wyse、Canadian Spinoff Transactions: What a Morasse、Tax Notes International、October 17、2011、215.